

工事用簡易電子申請のご案内

令和4年7月4日（月）よりクレジットカード納付をご利用できます



申請が簡単・便利になります

設計書の提出は必要ありません。

申請書類はエクセルで作成していただけます。

原本（紙）の提出は必要ありません。

電子写真検査を利用していただけます。

工事用簡易電子申請の対象は 5つの条件全てに該当する工事です

- 1 工事場所に既設の水栓番号があること
- 2 メーター口径が40mm以下であること
- 3 既設のメーター装置の下流のみの工事であること
- 4 2栓（水栓柱とトイレ等）以下の工事水栓であること
- 5 内部工事も同一業者での施工であること



「e-KOBE」から申請できます

利用者登録と電子申請事前登録をお願いします。

工事用簡易申請と電子写真検査をご利用いただけます。

令和4年7月4日（月）より、手数料をクレジットカードで納付できます。